

■ ■ ■ おくやみ窓口のご案内 ■ ■ ■

裏面もご覧ください。

「身内が亡くなったあとの手続きって分かりにくい…」

「どこに相談したらいいんだろう…」

おくやみ窓口では、そんな不安を抱えているご遺族をサポートします。

■ おくやみ窓口の概要

ご遺族の負担を少しでも軽減するため、亡くなった方やご遺族の状況をお聞きし、必要な手続きや書類、担当窓口をご案内します。

また、各窓口での手続きがスムーズに進むよう書類の作成を支援します。

■ 開設時間

月曜日・水曜日・金曜日 8時45分～15時15分

火曜日・木曜日 8時45分～12時00分

※ ご案内や書類作成支援にかかる時間は、内容により所要時間は異なりますが、1組につき1時間前後となることが予想されます。

※ 区役所の各窓口の受付時間は17時15分までのため、来庁される時間によっては、おくやみ窓口でのご案内が完結しない場合や、各窓口での手続きを終えることができない場合がございます。

■ 開設場所 (受付場所)

亡くなった方の
住民登録があっ
た区で手続きを
行ってください。

・中央区役所	3階	090-1704-3365
・北区役所	1階ロビー	090-3962-7260
・東区役所	1階ロビー	090-3963-3263
・白石区役所	1階	090-6009-7334
・厚別区役所	1階ロビー	090-6019-8135
・豊平区役所	1階ロビー	090-6033-9736
・清田区役所	1階ロビー	090-6547-6572
・南区役所	1階ロビー	090-8508-1338
・西区役所	1階ロビー	090-8559-7154
・手稲区役所	1階	090-8568-4844

■ 予約方法

お電話又は下記
ホームページか
らの申込↓



原則、**予約制**のため、ご予約のない方は、お待ちいただくことがあります。

- 手続きの担当窓口では、混雑状況によりお待ちいただくことがあります。
- おくやみ窓口のご利用がなくても、直接、担当窓口で手続きできます。

窓口ご利用前にご活用ください

「札幌市くらしの手続きガイド」では、簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや書類、担当窓口を確認することができます。



■ おくやみ窓口にお越しになる際にお持ちいただくもの

亡くなった方に関する手続きに必要となる、主な持ち物をご紹介します。該当するものがありましたら、窓口にお持ちください。

ご遺族に関するもの

- 窓口にお越しになる方の本人確認書類
顔写真付きのもの1点（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など）又は顔写真のないもの2点（介護保険被保険者証、資格確認書、年金手帳など）
- 窓口にお越しになる方、相続人代表者及び喪主の認印（スタンプ印不可）
- 相続人代表者及び喪主の預貯金通帳

亡くなった方に関するもの

- 年金手帳又は年金証書（国民年金加入者又は年金受給者）
- マイナンバーカード又は個人番号通知書
※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止され「個人番号通知書」になりました。
- 住民基本台帳カード
- 資格確認書又は資格情報のお知らせ
※ 国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の資格確認書又は資格情報のお知らせも必要です。
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- 重度心身障がい者医療費助成受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、子ども医療費助成受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 福祉乗車証又は敬老優待乗車証
- その他、札幌市から交付された証書類